



## 軽自動車税(種別割)の減免について

令和2年度軽自動車税(種別割)の減免申請について、以下のとおり受付を行います。身体あるいは精神に障がいのある方が健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。減免を申請される方は、必要書類を添えて提出期限までに届出をしてください。なお、平成30年度～平成31年度に減免の申請をされた方は、別途通知を送付しましたので、その内容に従ってください。

提出期限

6月1日(月)

### 1. 必要書類

#### 【障がい者本人が運転する場合】

- ①軽自動車税(種別割)減免申請書(税務課もしくはホームページにあります) ②納税義務者の個人番号が分かる証明書(マイナンバーカード等)  
 ③運転免許証 ④自動車検査証(車検があるもの) ⑤納税通知書(5月上旬発送) ⑥申請者(納税義務者)の印鑑  
 ⑦障がいを証明するもの(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳) ※別表参照

#### 【生計同一者が運転する場合】

上記の①～⑦、⑧通院・通学・生業等の証明書(病院・学校・事業所等が証明するもの)  
 ※生計同一者…障がい者の方と日常生活を共にしている親族(配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内)

#### 【常時介護する者が運転する場合】

上記の①～⑦、⑨福祉事務所の交付する「軽自動車税(種別割)等に係る常時介護証明書」  
 ※常時介護する者…障がい者等のみで構成される世帯において、通院・通学等のために障がい者所有の軽自動車を継続して日常的に運転する者

### 2. 減免の対象となる軽自動車の要件

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されているもの(営業用は不可)  
 (2) 所有者の名義が障がい者本人であること(以下の①②を除きます)  
 ①所有者の名義が生計同一者でよい場合 ※障がい者が18歳未満(4月1日)の場合  
 ※障がい者が療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で自ら運転をしない場合  
 ②使用者の名義を所有者とみなす場合 ※割賦販売等で自動車販売会社等が所有権を留保している場合  
 (3) 障がい者本人が運転者であること(以下の①②を除きます)  
 ①生計同一者が運転者でよい場合 ※障がい者の半年(申請の日以降6ヶ月)以上を見込む通院・通学(通所)・生業等のために週1回以上使用していること  
 ②常時介護者が運転者でよい場合 ※障がい者の1年以上を見込む通院・通学(通所)・生業等のために週3回以上使用していること  
 (4) 自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割(県税)を含め、障がい者1人につき1台のみ  
 ※自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割についても同様な減免措置があります。詳しくは高鍋県税事務所(23-0213)におたずね下さい。ただし、自動車税種別割の減免と軽自動車税(種別割)の減免を重複して受けることはできません。

### 3. その他の減免制度(※詳しくはお問合せください。)

- ・公益のため直接専用するものと認める軽自動車等
- ・その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等

◀次ページへ続く▶

**[別表]減免の対象となる障がい者**

◎身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
視覚障害	1級～3級及び4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障害）	1級、2級の1、2級の2及び2級 （両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある者に限る。）	
下肢不自由（下肢機能障害）	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由（体幹機能障害）	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（両上肢に障がいがある者に限る。）
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	1級～3級	
併合障害	1級～4級	1級～3級

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
精神障害	障害の等級 1級	

上記に関して、不明な点がございましたら、問合せ先へご連絡ください。

◎戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害	特別項症～第4項症	
平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害	特別項症～第2項症 （喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障害）	特別項症～第3項症	
下肢不自由（下肢機能障害）	特別項症～第6項症 及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由（体幹機能障害）	特別項症～第6項症 及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	特別項症～第3項症	

◎療育手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転又は 常時介護者運転
知的障害	総合判定A	総合判定 A （ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む。）

（文書取扱・問合せ：税務課 市民税係 32-1009）

## 身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免のお知らせ

自動車税は、毎年、4月1日現在の登録名義人に課税され、令和2年度の納期限は6月1日（月）となっています。

障がい者の方のために使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、6月1日（月）までに申請すれば、自動車税が減免されます。

以下において身体障がい者等減免申請の受付を行っていますので、詳しくはお問合せください。

場所：宮崎県高鍋県税・総務事務所

期日：4月1日（水）～6月1日（月）の平日

時間：午前8時30分～午後5時15分

場所：宮崎県西都総合庁舎 県税窓口

期日：5月7日（木）・14日（木）・21日（木）・28日（木）

時間：午前9時10分～12時、午後1時～4時

※身体障がい者等減免は、6月1日（月）までに申請しないと受け付けられませんのでご注意ください。

### 【お問合せ先】

宮崎県高鍋県税・総務事務所 23-0213

宮崎県西都市総合庁舎 県税窓口 43-2121

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

## 令和2年度 重度障害者タクシー料金 助成事業のお知らせ

《タクシー利用券を4月1日から交付します》

### 【対象者】

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級または2級に該当する方
2. 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がAに該当する方
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方

※障がいを理由に自動車税の減免（軽自動車税の減免を除く）を受けている方、また施設に入所中の方は該当しません。

### 【助成額等】

タクシー利用券24枚（4月申請決定のとき）

※1枚につき小型タクシー基本料金の額が助成となります。

※申請月により交付枚数（1ヶ月あたり2枚）が変わります。

### 【申込先】

手帳と印鑑をご持参のうえ、福祉事務所 障害福祉係にてお申込みください。代理人の方でも申請できます。

※ご不明な点は、福祉事務所 障害福祉係（43-1206）までお問合せください。

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

## 特別障害者・障害児福祉手当をご存知ですか

### 【特別障害者手当】

特別障害者手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅者に支給されます。

支給対象者は、概ね重度の障がいを2つ以上有する方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ①施設に入所している場合
- ②病院または診療所等に継続して3ヶ月を超えて入院している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

### 【障害児福祉手当】

障害児福祉手当とは、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

支給対象者は、概ね身体障害者手帳1、2級程度または知的障がい者で知能指数20以下程度（精神障がいと同程度と認められるものも含む）の方です。ただし、次の場合は対象になりません。

- ①障がいを事由とする年金の給付を受けることができる場合
- ②障害児入所施設等に入所している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

※詳しくは以下の問合せ先までお問合せください。

(文書取扱・問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206)

## 特別児童扶養手当をご存知ですか

特別児童扶養手当とは、障がい児（20歳未満で重度または中程度の障がいがある児童）を監護する父若しくは母、又は父母にかわりその障がい児を養育している方に支給されます。

### ◆重度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳1、2級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35以下の程度（療育手帳「A」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

### ◆中程度の障がいとは

- ①身体障がいの場合…身体障害者手帳3、4級程度
- ②知的障がいの場合…概ね知能指数（I.Q）35～50程度（療育手帳「B-1」程度）
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

### ◆所得制限があります

- ①受給資格者（監護者の所得）
- ②配偶者・扶養義務者の所得

(文書取扱・問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206)

## 児童扶養手当をお受け取りの方へ

### ◆手当額の改定について

児童扶養手当額の月額につきましては、法律の規定により全国消費者物価指数の変動等に応じて見直しが行われることとなっております。

今回、2019年全国消費者物価指数の実績値並びに、平成24年に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」に基づき、児童扶養手当の月額が改定となりました。

令和2年4月分より以下金額での支給となります。

- 児童が1人のとき 令和2年3月分まで 令和2年4月分から  
・月額 10,120円～42,910円 ⇒ 10,180円～43,160円
- 2人目の加算額 令和2年3月分まで 令和2年4月分から  
・月額 5,070円～10,140円 ⇒ 5,100円～10,190円
- 3人目以降の加算額 令和2年3月分まで 令和2年4月分から  
・月額 3,040円～6,080円 ⇒ 3,060円～6,110円

【令和2年3月分までの手当月額より0.5%の引き上げとなります。】

※児童扶養手当を受け取られている方には、個別に通知をお送りしておりますので、そちらで4月以降の手当月額をご確認ください。

### ◆児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の手続きはお済みですか

手当や医療費助成を受けられている方で、状況に変更があった場合（住所・氏名・保険証等が変わった場合など）には、変更手続きが必要です。

また、受給資格をお持ちの方は全員、毎年現況届・年度更新届の提出が必要です。

各種手続きをされないと、手当や医療費の助成が一時受けられなくなる場合がありますので、早目にお手続きを行ってください。

現在、婚姻や事実婚などがある場合には、手当と医療費助成を受け取ることはできませんので、必ず喪失手続きを行ってください。

この件につきましてご不明な点やご質問がありましたら、以下担当までお問合せください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

## 第11回戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給手続について

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すものです。令和2年4月1日を新たな基準日とし、同日において年金給付の受給権者がいない場合、要件を満たす遺族1名に特別弔慰金を支給します。

### (1) 国債の名称・額面について

名称 第十一回特別弔慰金国庫債券「い号」  
額面 25万円（5年償還の記名国債）

### (2) 受付場所と期間・時間

- ・受付場所は西都市保健センター1階（検診室）です。
- ・開設期間は6月1日（月）～12月28日（月）の月曜日～木曜日です。
- ・受付時間は午前9時～午後4時（正午から午後1時を除く）です。
- ・請求期間中（令和5年3月31日まで）で上記以外の日は福祉事務所で受付致します。
- ・土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受付を致しません。

### (3) 注意事項など

- ・請求ができる期間は令和2年4月1日（基準日）から令和5年3月31日までの3年間です。
- ・新型コロナウイルスの拡散防止のため、通知無く受付場所等を変更することが考えられますので、あらかじめご了承ください。請求期間が3年間設けられていますので、新型コロナウイルス対策による安全性が確保されるまで申請をお待ちいただいても、請求期間内であれば額面通り受け取ることができます。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 43-1206）

## 西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ

国民健康保険では、25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方を対象に「簡易人間ドック」助成事業を実施します。病気を早期に発見し、いつまでも健やかに生活するためにぜひ御利用ください。

### 1. 対象者

西都市国民健康保険に加入されている方のうち、本年度中に満25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳に到達する方が対象となります。

#### ◆この期間内に生まれた方が対象者です◆

- 25歳（平成7年4月2日から平成8年4月1日まで）
- 30歳（平成2年4月2日から平成3年4月1日まで）
- 35歳（昭和60年4月2日から昭和61年4月1日まで）
- 40歳（昭和55年4月2日から昭和56年4月1日まで）
- 45歳（昭和50年4月2日から昭和51年4月1日まで）
- 50歳（昭和45年4月2日から昭和46年4月1日まで）
- 55歳（昭和40年4月2日から昭和41年4月1日まで）
- 60歳（昭和35年4月2日から昭和36年4月1日まで）
- 65歳（昭和30年4月2日から昭和31年4月1日まで）
- 70歳（昭和25年4月2日から昭和26年4月1日まで）

### 2. 検査内容

基本検査項目	身体検査、血圧、検尿便、血液学的検査 生化学的検査、胸部X線、エコー(腹部)、心電図 上部消化管検査(胃X線透視または胃内視鏡検査)
下部消化管検査	全大腸内視鏡検査
頭部検査	頭部MRI・MRA

### 3. 自己負担金

受診される項目により自己負担額が異なります。  
自己負担していただく金額は、通知ハガキにてご確認ください。

### 4. 受診医療機関

市が指定した市内医療機関で受診していただきます。  
詳しくは申込時にご説明いたします。

※ただし、次の方は人間ドックの申込みや受診ができない場合がありますのでご注意ください。

- ①受診日までに西都市国民健康保険の資格を喪失された方は、助成の対象外となります。
- ②令和2年4月以降に特定健診を受診された方は受けられません。
- ③保険税に未納のある世帯の方は、納税状況により受けられない場合があります。
- ④現在かかりつけ医療機関があり通院等をされている方は、主治医とご相談のうえ、お申込みください。

★人間ドックは「さいとくポイント」の対象となります。検査の結果を健康管理課の窓口を持ってきていただくと、300ポイント付けることができます。詳しくは申込時にご説明いたします。

※申込受付は6月頃を予定しています(現時点では申込みは受け付けていません)。

※対象となる方には、申込受付の開始前に通知ハガキを郵送いたします。

※40歳以上の方は、同年度内で助成を受けられるのは特定健診または人間ドックのどちらか一方のみとなります。今年度人間ドック受診希望の方は、特定健診を受診されないようご注意ください(受診券は5月下旬に送付します。人間ドック申込時に必要ですので保管しておいてください)。

(文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係 43-0378)

## 胃がん集団検診(40歳以上)のご案内

～なんともない そんな時こそ検診へ～

胃がんは日本人が2番目に多くかかるがんです。検診で見つかる胃がんの約70%が早期の胃がんであり、早期発見・早期治療ができれば「治るがん」と言われています。症状がなくても年に1回の検診を受けることが大切です。

### 【対象者】

西都市に住民登録のある40歳以上の方（年度内に40歳になる方も含む）

### 【料 金】 1,200円

※西都市国民健康保険の方：500円（保険証を持参）

※JA西都女性部に加入している本人・家族：700円（助成券を持参）

※以下に該当する方は、**無料**です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
- ②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
- ③市民税非課税世帯の方  
（市役所税務課発行の世帯の課税証明を提示。コンビニ発行は不可）
- ④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

※**検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。**

【集団検診】胃部X線検査（バリウム法）※申込みは随時受け付けています。

日 程	受付時間	検診場所	申込期限
6月 3日（水）	8：00～8：30	J A 東米良支所	5月25日（月）
6月19日（金）	7：40～9：00	保健センター	6月 9日（火）
7月 8日（水）	7：40～9：00	保健センター	6月29日（月）
9月14日（月）	7：40～9：00	保健センター	9月 4日（金）

※申込者には事前に検診受診票を郵送いたします。

【持ってくる物】保険証、自己負担金、がん検診受診券はがき、検診受診票

【申込先】健康管理課 健康推進係 43-1146

以下の方は、集団検診は受診できません。医療機関にご相談ください。

- ①妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ②医療機関にて定期的に胃の病気で治療中であつたり、経過を観ている方
- ③過去にバリウムまたはその他の造影剤によるアレルギー症状があつた方
- ④消化管の病気（穿孔、閉塞、腸捻転、出血）の既往のある方
- ⑤食道・胃・十二指腸大腸の治療中または経過観察中の方
- ⑥1年以内に消化管疾患や呼吸器疾患、心疾患、頭部（脳外科疾患）の手術をされた方
- ⑦1年以内に心筋梗塞や脳梗塞等を発症したことのある方
- ⑧シャントを使用されている方
- ⑨腎疾患（透析）や心疾患（心不全）のため、水分制限のある方
- ⑩普段からむせやすい、過去にバリウムでむせたことのある方
- ⑪検査当日前より3日間以上排便のない方
- ⑫人工肛門を装着されている方
- ⑬自分でバリウムが飲めない方、台に上がることができない方
- ⑭自力での立位保持困難な方
- ⑮胃の全摘手術を受けられた方
- ⑯体重120kg超過の方

※市のがん検診は、自覚症状のない方を対象としています。自覚症状のある方は市のがん検診を受診することはできませんので、保険診療による医療機関での受診をお願いいたします。

その他、以下の方は、医療機関での検査をお勧めします。

**脳血管障害・心疾患の病歴のある方、低血糖のリスクのある方**

### 【受診する際の注意事項】

検査前日の夜9時から検診終了までは食事はしないでください。

当日の朝は、水・お茶も飲まず、たばこも吸わずに来てください。

お薬を飲まれている方は当日の服薬について主治医にご確認ください。

※検査は体調の良い時に受けるようにしましょう。当日の体調や問診により検診を受けられない場合があります。ご了承ください。

※年に1回、集団検診か個別検診のいずれかで受診してください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

## 肺がん集団検診（ヘリカルCT検査）のご案内

西都市では、エックス線検査とヘリカルCT検査による肺がん集団検診を実施します。

令和2年度より、ヘリカルCT検査の対象年齢が40～64歳までに変わりました。40歳～64歳の方で、ヘリカルCT検査を受けない方は、エックス線検査の受診をお願いします。65歳以上の方は、結核検診（エックス線検査）の受診をお願いします。結核以外の所見が確認されれば、お知らせしています。肺がん集団検診（エックス線検査）・結核検診は申込み不要で、9月からの開始となります。今後お知らせに掲載予定です。

【対象】西都市に住民登録のある40歳～64歳の方（年度年齢）  
（昭和31年4月1日～昭和56年3月31日に生まれた方）

### 【禁忌事項】

※以下に該当する方は、集団検診を受診できません。

- ①妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ②ペースメーカーを装着している方
- ③医療機関にて定期的に肺の病気で治療中・経過観察中の方
- ④かかりつけ医師の指示により検査を受けることができない方

### 【注意事項】

西都市国民健康保険の簡易人間ドックを受ける方および肺がん検診（胸部エックス線検査）を受ける方は、肺がん（ヘリカルCT検査）を受診できません。

### 【料金】3,000円

※西都市国民健康保険の方は1,500円。保険証を持参して下さい。

※以下に該当する方は、無料です。

- ①市民税非課税世帯の方（税務課発行の世帯の課税証明を提示、コンビニでは発行不可）
- ②生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）

※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

【内容】低線量ヘリカルCT検査（放射線被爆量を極力抑えたCT検査）

10秒間の息止めの間に、寝台に横になっている受診者の周りをエックス線装置が回転して撮影を行います。

撮影データをコンピュータで断面画像に再編成し、異常の有無を判断します。

### 【集団検診日程】（完全予約制）

検診日	受付時間	定員	検診場所	申込締切
※10月4日（日）	9:00～15:30	110名	保健センター	8月28日（金）
※11月14日（土）	9:00～15:30	110名		10月9日（金）

※10月4日、11月14日の午前中は、西都市国保特定健診を受診される方のみ対象となります。

【申込先】健康管理課 健康推進係 43-1146

※定員になり次第締め切りとなりますので、早めのお申込みをお願いいたします。

※申込者には、検診の約1週間前に問診票等を郵送いたします。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

## 令和2年度 乳がん検診のご案内

日本人女性がかかるがんの中でも上位に位置する乳がん。  
30歳を超えると増えはじめ、40歳代～50歳代で最も多く見られます。  
早期発見のために、ぜひ乳がん検診を受けましょう。

- 対象：西都市に住民登録のある30歳以上の女性（年度年齢）  
（ただし、市の補助は2年に1度になりますので、令和元年5月1日から令和2年2月29日までに受けられた方は対象外）

- 内容：問診・マンモグラフィ検査・超音波検査

- 料金：3,000円

※西都市国民健康保険の方は1,500円（保険証を提示）  
※JA西都女性部に加入の本人・家族は補助あり（助成券が必要）  
※以下に該当する方は**無料**です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
- ②65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
- ③市民税非課税世帯の方  
（税務課発行の世帯の課税証明書を提示、コンビニ発行不可）
- ④生活保護世帯の方（福祉事務所発行の生活保護受給証明書を提示）
- ⑤今年度に41歳になられる方（保険証を提示）  
（昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれの方）

※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されません  
のでご注意ください。

- 申込先：健康管理課 健康推進係 43-1146

### ●個別検診

大塚病院	日時：5月9日(土)、6月20日(土)、9月26日(土) 10月17日(土)、11月14日(土)、 令和3年1月9日(土) 午前8時10分～11時30分
鶴田病院	日時：5月1日(金)～令和3年2月26日(金)の 月・火・水・金曜日の午後2時30分～
さがら病院宮崎 (旧ブレストピア 宮崎病院)	日時：5月1日(金)～令和3年2月26日(金)の平日 午前11時、11時30分 午後1時30分、2時、2時30分 ※西都市の子宮がん検診も受けることができます
All About Breast 乳腺外科クリニッ ク	日時：5月1日(金)～令和3年2月28日(日)の診療時間 内(土日も実施) ※第2・4日曜は休診
まつ婦人科 クリニック	日時：5月1日(金)～令和3年2月26日(金)の診療時間 内 ※西都市の子宮がん検診も受けることができます

- 集団検診（鹿児島県の相良病院から検診車が来ます。）

日時：11月26日(木)・27日(金)、12月8日(火)・9日(水)、  
令和3年1月24日(日) 午前8時50分～午後5時

場所：保健センター

※時間は、午前もしくは午後のどちらかを選択してください。

※検診日の約2週間前に送付される問診票に受付時間を記載いたします。

※問診票がお手元に届いてからの日程や時間の変更は、直接、相良病院  
にお問い合わせください。

※授乳中の方も検診車で乳がん検診が受診できるようになりました(搾  
乳後が望ましい)。

※集団検診・個別検診共に、禁忌事項に該当する方は、検診を受診する  
ことができません。申込みの際に確認させていただきますのでご了承  
ください。（文書取扱・問合せ：健康管理 健康推進係 43-1146）

## 令和2年度 高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者のご案内

～肺炎は、「日本人の死因第5位」です～

令和2年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者は、以下のとおりです。接種を希望する場合は、指定医療機関に予約をお願いします。  
※既に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）を接種したことがある方は対象外です。

### 【肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）】

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっています。23価肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の90種類以上ある型の中で、病気を引き起こしやすい23種類の型の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。

※今年度から、接種を受けるには「接種券はがき」が必要です。

【持参するもの】健康保険証、接種券はがき（4月中旬頃郵送予定）

### 【対象者】

【実施期間】4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

以下の①または②に該当する方で、過去に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）を接種したことがない方

### 【接種医療機関】

①令和2年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方

接種する際は、事前に医療機関に予約をお願いします。

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日

上野医院 44-5100	上山医院 43-1129	宇和田胃腸内科 42-0111
大塚病院 43-0016	黒木胃腸科医院 43-1304	児玉内科クリニック 43-1777
西都病院 43-0143	佐藤クリニック 43-5309	三財病院 44-5221
すぎお医院 41-1177	鶴田クリニック 42-3741	上山整形外科クリニック 41-0808
東米良診療所 46-2335	富田医院 43-0178	西都児湯医療センター 42-1113

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

※市外にかかりつけ医がある場合は、市外で受けることが出来ます。直接医療機関にお問合せください。

### 【自己負担額】

2,400円（生活保護受給者は無料。証明書が必要です。）

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

## 防災ラジオは受信できていますか

西都市では、災害などの緊急かつ重要な情報をいち早く伝達するために防災ラジオを各家庭に1台、無償で貸与しています。

今回、受信状態を改善するための送信設備工事を行いましたので、各家庭において、防災ラジオの受信状態の確認をお願いします。

防災ラジオは、いつでも受信できるように、常に電源を入れておくことが必要ですので、もし、お持ちであってもまだ未接続の方は、この機会に接続と受信確認を行ってください。

確認は、正午と午後5時のチャイムが正常に受信できるかどうかによって行ってください。

もし、受信状態が悪い場合は、屋外アンテナの取付などにより、原則無料で改善を図りますので、危機管理課（43-0380）までご連絡ください。

また、防災ラジオの配布を新たに希望される方も同様にご連絡ください。

※受信の改善は、大雨シーズン前には混雑のためすぐには対応できないことが予想されます。また、予算に限りがありますので、早めにお申込みください。

※地形などの条件によっては、どうしても受信改善ができない場合もあります。

（文書取扱：危機管理課）

## 携帯電話サービス開始のお知らせ

西都市に新たに3つの携帯電話基地局が整備されました。

これにより、中尾地区における携帯電話サービスの利用が可能となり、地域にお住まいの方々、地域を利用される方々の利便性が大幅に向上することとなります。

さらに、非常時における通信手段が確保されることから、地域のみなさんをはじめとした市民の生命、財産を守ることに繋がります。

携帯電話基地局の整備は、総務省の事業であります令和元年度携帯電話等エリア整備事業を通じ、国、県、市、NTTドコモ社の整備費負担により行われたものです。

本市は、条件不利地域にあることから、デジタルデバイド（情報通信格差）が存在します。これからも、関係機関のご協力をいただきながら、携帯電話基地局の整備を進めて参ります。

### ○携帯電話基地局とカバーエリア

西都中入局(中尾地区) 中入地区付近

西都樅木局(中尾地区) 樅木地区付近、戸崎地区付近

西都奥畑局(中尾地区) 奥畑地区付近、古野・中野地区付近

※携帯電話の基地局(鉄塔)が見えない場所(山の裏手など)付近では、通信が途切れる場合があります。

※NTTドコモ社の携帯電話サービスが利用可能となります。

（文書取扱・問合せ：総合政策課 情報政策係 32-1000）

## 令和2年度 転作交付金の申請受付について

以下の日程で転作交付金（経営所得安定対策補助金）の申請受付を行います。

- ・詳しい時間や該当地区については、郵送で生産者の方へ連絡いたします。新型コロナウイルスの予防対策のため、集落ごとに時間を区切って受付を行いますのでご理解ご協力をお願いします。
- ・来られる際はなるべくマスクを着用してください。会場では準備出来ません。
- ・今後の状況によっては、急きょ日時や場所が変更となる可能性がございます。
- ・期間中、農業活性化センターでは申請を受け付けられません。都合が付かない場合は、農業活性化センター（43-1566）まで連絡をお願いします。

妻地区	穂北地区	三納地区	都於郡地区	三財地区	東米良地区
<p>場所： コミュニティセンター 2階 図書室</p> <p>日時： 4月20日（月） 9：30～17：00</p> <p>4月21日（火） 9：30～18：15</p> <p>4月22日（水） 9：30～12：00</p>	<p>場所： 市役所 穂北支所 集会室</p> <p>日時： 4月16日（木） 9：30～17：00</p> <p>4月17日（金） 9：30～18：15</p>	<p>場所： 三納地区館 2階 集会室</p> <p>日時： 4月23日（木） 9：30～18：15</p> <p>4月24日（金） 9：30～12：00</p>	<p>場所： 都於郡地区館 2階 集会室</p> <p>日時： 4月27日（月） 9：30～18：15</p> <p>4月28日（火） 9：30～12：00</p>	<p>場所： 三財地区館 2階 集会室</p> <p>日時： 4月13日（月） 9：30～17：00</p> <p>4月14日（火） 9：30～18：15</p> <p>4月15日（水） 9：30～12：00</p>	<p>日時・場所</p> <p>4月30日（木） 10：00～11：30 JA西都 東米良支所</p> <p>13：00～14：00 市役所 東米良支所</p> <p>※東米良地区は水田営 農計画書の受付も同 時に行います。</p>

※お昼の12：00～13：00は受付出来ません。

（文書取扱：農林課）

## イベント・行事等に参加してポイントを貯めましょう さいとくポイント制度について

さいとくポイント制度とは、市が指定する事業（行事・イベント）に参加・協力すると「さいとくポイント」がもらえ、一定のポイント（500P以上）を貯めると、西都商工会議所ギフト券に交換でき、西都市の店舗で利用できるものです。

さいとくポイント制度の目的は、地域の皆様が行政等事業に参加・協力いただくことにより「コミュニティの活性化」を促し、さいとくポイントを地域通貨として幅広く流通させて「地域経済の活性化」を図ることです。

運用体制等が以下のとおり変更となります。

### ○カード申込・発行場所

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工観光課(3階)</li> <li>・市情報コーナー(2階)</li> <li>・各支所</li> <li>・DEVELOP-SAITO(パオ2階)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工観光課(3階)</li> <li>・市情報コーナー(2階)</li> </ul>

### ○お問合せ先

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工観光課 43-3222</li> <li>・DEVELOP-SAITO 35-4029</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工観光課 43-3222</li> </ul>

### ○高齢者運転免許返納メリット制度

これまで、運転免許証を返納した高齢者の支援としてさいとくポイント30,000Pを進呈しておりましたが、手続きの簡素化を図るため、本制度を介さず、直接商工会議所ギフト券に交換できるようになります。

詳しくは、生活環境課（43-1589）にお問合せください。

（文書取扱・問合せ：商工観光課 43-3222）

## 国民年金保険料の 学生納付特例制度をご存知ですか

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{＜所得のめやす＞} = 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

「学生納付特例」を申請される方は、次のものを市民課 年金係にご持参ください。

- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）
- ・在学証明書（原本）か学生証（コピー可ですが、裏面にも証明事項がある場合があるので、両面のコピーが必要です）
- ・印鑑
- ・申請者（学生）と別住所の代理の方が来られる場合は委任状

不明な点がございましたら、以下までお尋ねください。

高鍋年金事務所 23-5111

市民課 年金係 43-1221

（文書取扱：市民課）

## ～男女共同参画社会を目指して～ 講師の派遣を行います

市では、家庭・職場・地域などのさまざまな場において、だれもが対等な立場で個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし、講演会等を希望される団体に講師の派遣を行っています。

これからの地域づくりや暮らしを取り巻くさまざまな問題について、男女共同参画の視点で学んでみませんか。

講師は、宮崎県男女共同参画センター登録講師の方々をはじめ、ご希望があればご相談に応じます。ぜひ、ご利用ください。

- ◆派遣条件：各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上
- ◆申込期間：令和3年2月26日（金）まで
- ◆申込先：市民協働推進課 43-1204
- ◆申込締切：講演会開催日の2か月前まで

### 【過去の主な講演内容】

- ・男女が輝いて生きるために～自分のための終活（生前整理）～
- ・LGBTについて基本的理解・それぞれの立場で「今」できることとは
- ・知っておきたい年金、健康保険、そして相続の話  
～亡くなった親の口座に残っているお金はどうなるの？～
- ・食が子どもの心と体を育む
- ・ココロもカラダも楽々（らっくらく）～笑いで健やかな毎日を～
- ・男女共同参画社会時代における支え合いの子育て
- ・ガールズ・トーク～いつも隣にいるあの女性が最近輝いている秘訣～
- ・様々な悩みを抱える現代の子どもたちに今、大人ができること など

（文書取扱：市民協働推進課）

## 地縁団体の認可申請、変更手続について

### ●認可地縁団体になると法人格を取得することができます

不動産等の財産を保有または保有を予定している地縁による団体（自治公民館等）は、市長の認可を受けることにより認可地縁団体となり、法人格が付与されます。

法人格をもたない地縁による団体は、団体名での不動産の登記ができません。そのため、団体役員の名義等としなければならず、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがあります。

地縁による団体が認可地縁団体となり、法人格を取得することによって、地区で集会所として利用している土地・建物などの不動産を、地縁団体名義で不動産登記できるようになります。

### ●認可・変更手続きについて

認可地縁団体になろうとする場合または認可を受けた後に団体代表者・区域・事務所所在地・規約を変更するときは、市長に対し申請が必要です。また、地縁団体によって自治公民館を所有している場合は、自治公民館長の変更に伴い地縁団体の代表者も変更となることがありますので、確認し手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### ●地縁による団体とは

自治会など一定の区域内に住所を有する者により法人格を得ることを目的として形成される団体で、だれでも構成員とすることができます。

詳細につきましては、以下の問合せ先までお問合せください。

（文書取扱・問合せ：総務課 行政係 43-1112）

## 飼い犬に関する手続きについて

犬を飼い始めたときは、必ずその犬を登録(生涯1回)し、毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせ、その都度狂犬病予防注射済票の交付を受けなければなりません。

その他、飼い犬が死亡したとき、引越しをしたとき、飼い犬を譲渡したときなど、飼い主の方の必要な手続きについてお知らせします。

### 【畜犬登録】※手続きは生活環境課で行ってください。

- ・犬を飼う場合には、登録が必要(生後90日を経過した犬)です。
- ・登録をすると犬鑑札という札が交付されますので、飼い犬に着用してください。
- ・手数料は、1頭につき3,000円です。
- ・犬鑑札を紛失した場合は再交付を受けてください。再交付手数料は1頭につき1,600円です。

### 【登録内容の変更】

以下の場合、変更届を提出してください。

- ・飼い犬が死亡したとき
- ・飼い主が変わったとき(譲渡など)
- ・飼い主の住所・氏名などが変わったとき
- ・犬の所在地が変わったとき

※市外からの転入の場合、前住地の犬鑑札をお持ちください。

※市外への転出の場合、転出先の市区町村窓口で変更の手続きを行ってください。

### 【狂犬病予防注射】

飼い主には、その犬について狂犬病予防注射を年に1回受けさせる義務があります。

狂犬病予防注射は、個別の動物病院か集合注射で接種してください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

西都市働く婦人の家主催

## 「はじめての健康マージャン」講座

\*さいとくポイント進呈対象事業です\*

「賭けない、飲まない、吸わない」健康マージャン。初心者向けの講座でルールやマナーを基礎から学び、楽しく脳活しましょう。

【開 講 日】5月11日(月) 毎週月曜日 14時～16時(全30回)

【場 所】西都市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)

【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【テキスト代】初回1,000円

【持 参 品】筆記用具

【定 員】12名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

### ◆申込み◆

○窓口で直接か、FAXでお申込みください。

○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。

- ※必要事項…①講座名「はじめての健康マージャン」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢  
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

○受付時間 月～金曜 9時30分～20時まで

土 曜 9時30分～16時まで(日曜・祝日は休館)

○受付期間 4月1日(水)～25日(土)

○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

○問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL:32-6300 FAX:32-6333

(文書取扱：商工観光課)

## 西都児湯クリーンセンターの 「パート労働者」募集のお知らせ

西都児湯クリーンセンターの作業業務委託先である「合資会社西都児湯環境社」が、パート労働者（正社員）を2名募集しています。

- 就業場所 西都児湯クリーンセンター  
(西都市大字南方6548番地1)
- 業務内容 資源ごみ（缶・びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック）の手選別作業、敷地内環境整備、その他不随作業
- 募集人員 2名
- 定 年 63歳（再雇用65歳まで）
- 休 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（有給休暇制度あり）
- 賃 金 時給910円
- 賞 与 年間1.5ヶ月分
- 手 当 等 通勤手当月額7,000円（一律）、退職金制度等あり
- 勤務時間 9時～16時（休憩時間：昼60分、午前・午後各20分）
- 福利厚生 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、労災、雇用保険
- 応募資格 不問、未経験者歓迎
- 選考方法 面接、書類選考
- 問合せ先 応募方法や条件等の詳細は、西都児湯環境整備事務組合  
(41-1761)へお問合せください。

(文書取扱：生活環境課)

## 市営住宅の入居者募集について

「定期募集(抽選会)」について

1. 抽選会開催月（奇数月）：5月・7月・9月・11月・1月・3月
2. 抽選会日時・会場：毎回20日前後、午前10時開始  
西都市コミュニティセンターにて
3. 入居申込
  - ・申込用紙を記入の上、必要書類（住民票、所得証明書等）を添付してお申込みください。
  - ・申込受付月以降の直近開催月から抽選会に参加できます。  
※5月抽選については、4月末までに申込完了の方が対象
4. 抽選会開催の通知
  - ・入居希望住宅が空家になった場合に、抽選会参加者として抽選会の詳しい情報（空家状況、開催日時等）を通知します。

「随時募集」について

申込順に入居受付を行う随時募集も行っております。随時募集住宅の最新の情報は以下までお問合せください。今回の定期募集住宅のうち、一部の住宅について入居希望がない場合、抽選会終了後、随時募集に切り替えます。なお、定期募集との同時の申込みはできませんのでご注意ください。

※市営住宅の空き家数について (3月17日現在)

住宅名	空家数	住宅名	空家数	住宅名	空家数
三宅	10	国分	0	宮之下	2
稚児ヶ池	55	島内	0	鹿野田	9
稚児ヶ池南	6	南方	26	山田	12
酒元	10	杉安	6	都於郡	0
妻東	5	椿原	9	岩崎	1
白馬	4	たて野	0	再開発	7
瀬口	6	札の元	2	合計	170

(文書取扱・問合せ：建築住宅課 住宅係 43-0379)

## 西都市内中学・高校生のみなさん ジュニア・リーダークラブ「ムーミン」に加入しませんか

西都市ジュニア・リーダークラブは、子ども会のお手伝いやボランティア活動を行っています。  
子ども会活動の支援としてプログラムを作成したり、レクリエーションやゲーム、バルーンアートなどを行います。  
新中学1年生～高校3年生で興味のある方は、ジュニア・リーダーと一緒に活躍してみませんか。

- ◇活動内容 夏休みに2泊3日のサマーキャンプ（延岡市むかばき）、クリスマス会の開催、祭りなどでのボランティア活動、宮崎県内のジュニア・リーダーとの交流会、出張子ども会、バルーンアート 等
- ◇活動日 毎月第3日曜（家庭の日）午前＋イベント実施日
- ◇入会条件 西都市内に在住もしくは在学中の中学生・高校生
- ◇年会費 2,000円
- ◇申込締切 随時
- ◇問合せ先 社会教育課（西都市公民館内）

（文書取扱・問合せ：社会教育課 43-3479）

## 林業後継者育英資金の利用者募集について

西都市では、林業後継者として将来林業へ就業予定の高校生に育英資金の貸与を行う「林業後継者育英資金制度」につきまして、令和2年度の利用希望者を募集しております。

西都市在住の扶養義務者に扶養されていて、令和2年度に県内の高校に在学している高校生の方が対象で、貸与額は自宅通学者で月額1万5千円、自宅外通学者の場合月額2万円または2万5千円の選択制です。

借受期間の3倍の期間で返還となりますが、卒業後に林業に就業した場合には返還の免除が受けられます（就業期間などの条件があります）。

ご利用を希望される方は、お早めに以下の問合せ先までお問合せください。

（文書取扱・問合せ：農林課 林務係 32-1013）

～もう、ひとりで悩まないで～  
**性犯罪に関する相談をできる場所があります**

●実際に、こうした性的な被害が起きています

- AV出演強要・・・モデルにならないかと誘われて事務所と契約したのに、撮影現場に行くとアダルトビデオの出演だった。
- JKビジネス・・・「一緒にお茶するだけ」「写真撮るだけ」のバイトと聞いていたのに、客に性的な行為を強要された。
- レイプドラッグ・・・出された飲み物を飲んだら、薬が混入されており意識がなくなった。目がさめると、胸や下半身を触られていた。

プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。

【「AV出演強要」「JKビジネス」に関するトラブル】

- ・警察相談専用電話：犯罪被害の未然防止に関する相談等各種相談に応じる窓口です。  
#9110（発信場所を管轄する都道府県警察の本部の総合窓口につながります）

【性犯罪・性暴力被害】

- ・性犯罪被害相談電話：性犯罪の被害者等の相談に対応します。  
#8103（発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります）
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
性犯罪・性暴力に関する相談について、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行います（各センターによって、支援内容は異なります）。 [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/consult.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html)

【法的トラブル】

- ・日本司法支援センター（法テラス）  
様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介します。  
0570-078374（IP電話からは：03-6745-5600）※平日は午前9時～午後9時、土曜日は午前9時～午後5時

【性的画像を含むインターネット上の問題】

- ・女性の人権ホットライン（法務局）  
女性をめぐる様々な人権問題についての相談窓口です。性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について相談を受け、事案に応じた適切な対応を行います。  
0570-070-810（最寄りの法務局・地方法務局につながります）※平日の午前8時30分～午後5時15分

・違法・有害情報相談センター

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害などに関する書き込みへの対応や削除要請方法、その他トラブルに関する対応方法などについて、アドバイス等をメールで行います。 <http://www.ihaho.jp>

相談窓口など詳しくは  で検索

（文書取扱：市民協働推進課）

## 西都市地域子育て支援センター つばさ館

主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です。利用料は無料です。

＜4月の行事予定＞ ※新型コロナウイルス感染拡大防止の対策が延長される場合、日程は変更または中止となることがあります。

1日(水)～	4月の製作(今月中随時)	
3日(金)	リトミック♪	AM10:30頃～
6日(月)	給食試食会(予約制)	※1食350円
8日(水)	助産師さんに聞いてみよう	AM10:00～12:00 (身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します。)
14日(火)	英語で遊ぼう(予約制)	AM10:30頃～
15日(水)	アタッチメントベビーマッサージ(予約制)	AM10:30頃～ ※参加費500円(オイル代込み)
16日(木)	おでかけ支援(生きがい交流広場)	AM10:30頃～
17日(金)	つばさ館カフェ(予約制)	AM10:30頃～ ※参加費200円
20日(月)	モンテで遊ぼう	AM10:30～
22日(水)	給食試食会(予約制)	※1食350円
23日(木)	誕生会(4月生まれ)	AM10:30頃～(冠等の準備があるので、参加希望の方はご連絡下さい。)
24日(金)	つばさ館カフェ(予約制)	AM10:30頃～ ※参加費200円
27日(月)～	こいのぼり製作(今月いっぱい随時)	
28日(火)	親子クッキング(予約制)	AM10:30頃～ ※参加費150円

※ベビーフォトの日程・時間は、つばさ館にお問合せ下さい。

### ◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)

【連絡先】TEL:43-1049 FAX:43-1079

【利用時間】月曜～金曜:9時～15時、土曜:9時～12時(育児相談可)

【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします。

【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)でのお預かりになります。詳しくはお電話ください。

(文書取扱:福祉事務所)